

京都市告示第 62 号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成18年5月8日

京都市長 梶本 頼兼

1 団体の名称 東一川町自治会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に關すること。
- (2) 葬儀等の際の互助に關すること。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に關すること。
- (4) ごみ処理、排水等保健衛生に關すること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に關すること。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に關すること。

3 区 域

京都市西京区嵐山東一川町3番地の3、3番地の4、3番地の5、3番地の6、3番地の7、3番地の8、3番地の9、3番地の10、3番地の11、3番地の12、3番地の13、3番地の14、3番地の15、3番地の16、3番地の17、3番地の18、3番地の19、3番地の20、3番地の21、3番地の22、3番地の23、3番地の24、3番地の25、3番地の26、3番地の27、3番地の

28, 3番地の29, 3番地の30, 3番地の31, 3番地の32, 3番地の33,  
3番地の34, 3番地の35, 3番地の36, 3番地の37, 3番地の38, 3番  
地の39, 8番地の1, 8番地の3, 8番地の4, 10番地の1, 10番地の2,  
10番地の3, 10番地の4, 10番地の5, 10番地の6, 10番地の7, 10  
番地の8, 10番地の9, 10番地の10, 10番地の11, 10番地の12, 1  
0番地の13, 10番地の14, 10番地の15, 11番地の1, 11番地の3,  
11番地の4, 11番地の5, 11番地の6, 11番地の7, 11番地の8, 12  
番地の1, 13番地, 14番地の1, 14番地の2, 14番地の3, 14番地の4,  
14番地の5, 14番地の6, 14番地の7, 14番地の8, 14番地の9, 14  
番地の10, 14番地の11, 14番地の12, 14番地の13, 15番地の1,  
15番地の2, 15番地の3, 15番地の4, 15番地の5, 15番地の6, 15  
番地の7, 15番地の8, 16番地の1, 16番地の3, 16番地の4, 17番地,  
17番地の1, 17番地の2, 17番地の3, 17番地の4, 17番地の5, 17  
番地の6, 17番地の7, 17番地の8, 17番地の9, 17番地の10, 17番  
地の11, 17番地の12, 17番地の13, 17番地の14, 17番地の15,  
17番地の17, 17番地の18, 17番地の19, 17番地の20, 17番地の  
21, 17番地の22, 17番地の23, 17番地の24, 18番地の2, 18番  
地の3, 18番地の4, 18番地の5, 18番地の6, 18番地の7, 18番地の  
8, 18番地の9, 19番地の2, 21番地の1, 21番地の2, 21番地の3,  
21番地の4及び21番地の5

#### 4 事務所

京都市西京区嵐山東一川町3番地の16

#### 5 代表者の氏名及び住所

大岡 義明

京都市西京区嵐山東一川町3番地の16

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成18年4月24日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)